

大阪市告示第1108号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月9日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
近畿産業信用 組合	梅田支店	変 更 前	〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-11-16	令和6年 9月17日
		変 更 後	〒530-0047 大阪市北区西天満1-7-20 JIN・ORIXビルディング1・2・6F	

(会計室会計管理担当)